

京都府再生可能エネルギー導入促進条例（仮称） — 骨子（検討案） —

1. 条例制定の背景と理念

（基本認識）

- 東日本大震災に伴う原子力発電所事故を契機として、エネルギー政策の見直しが進められています。
- 府民が安心して暮らし、活力ある地域経済が営まれていくためには、安全で、安定的で、経済性に優れたエネルギーの確保が不可欠です。
- 同時に、大規模災害など気候変動による影響が深刻の度を増しつつある中で、エネルギー利用の効率化とともに、地球温暖化防止に資する低炭素型のエネルギー構造への転換が急務となっています。
- 再生可能エネルギーは、太陽や風、水、森林など地域に賦存する自然資源を起源とする持続可能なエネルギーであり、総量が豊富で、温室効果ガスを排出せず、災害など非常時にも利用可能な自立分散型エネルギーとして、エネルギーの安定確保とともに地域の活性化にも大きな役割を果たすことが期待されます。

（現状と課題）

- 京都府は、京都議定書誕生の地として、地球温暖化防止に資する再生可能エネルギーの導入促進について先進的な施策を推進してきました。
- また、原子力発電所事故後のエネルギー需給の逼迫等の状況を踏まえ、「京都エコ・エネルギー戦略」を策定し、原子力発電に依存しない社会を目指し、「エネルギー自給・京都」の実現に向けて、府民や地域、産業の力を最大限に活かした5つの戦略を推進しています。
 - 戦略1：ICT等の活用による新しい省エネ・節電型社会の構築
 - 戦略2：再生可能エネルギーの最大限の導入拡大
 - 戦略3：府民生活や産業活動を支えるエネルギーの安定供給の確保
 - 戦略4：各地域の個性を活かしたスマートコミュニティの形成
 - 戦略5：京都エコ・エネルギー産業の育成と振興
- 再生可能エネルギーは、それぞれの地域に賦存する自然資源から創出されるものであるため、種類ごとの特性を把握し、地域の多様な主体との連携により地域の特性に応じた導入支援を図っていくことが必要です。

- また、再生可能エネルギーの活用については、固定価格買取制度による売電だけでなく、地域で生まれた電力や熱を地域内の家庭や事業所等で活用するエネルギー地産地消の取組を拡大していくことが必要です。
- それぞれの地域で、再生可能エネルギーの導入＝創出とその有効な利用を組み合わせることにより、新たな雇用や資金が生まれ、それが地域に波及する仕組みを構築することが必要です。

(目指す方向)

- 再生可能エネルギーの導入と利用を通じて、暮らしのあり方を見つめ直し、地域から社会・経済の仕組みを変え、持続可能で真に豊かな社会づくりを実現していきます。
- 再生可能エネルギーの導入と利用に関するビジョンと、それを実現していくための施策のあり方を、府、市町村、事業者、府民、その他多様な主体が共有し、参加と協働のもと力を結集して取り組んでいくため、条例を制定するものです。

2. 条例の内容

(1) 条例策定の目的について

- この条例は、
 - ・ 東日本大震災に伴う原子力発電所事故を契機としてエネルギー需給構造が変化する中で、安心して安定したエネルギーの確保が重要となっていることに鑑み、
 - ・ 再生可能エネルギーの導入と活用の促進に関する施策の基本となる事項を定め、計画的かつ効果的な施策の推進を図ることにより、
 - ・ 府、府民、事業者その他多様な主体による再生可能エネルギーの導入等の取組を促し、
 - ・ もって、府民福祉の向上及び地域経済の発展並びに地球温暖化対策の推進に貢献することを目的としています。

(2) 用語の定義について

- 条例で用いる用語について次のように定義します。

- ・ 「再生可能エネルギー」……太陽光、太陽熱、風力、小水力、バイオマスなど持続的に利用できる再生可能なエネルギー源
- ・ 「再生可能エネルギーの導入等」……
 - ア. 再生可能エネルギーを導入すること
 - イ. 再生可能エネルギーを利用すること
 - ウ. 再生可能エネルギーの導入及び利用に関する効率化、安定化、再生可能エネルギーの多様化に資する革新的技術開発の促進
 - エ. エネルギー使用の節約、省エネルギー化

(3) 京都府の責務について

- 再生可能エネルギーの導入等を促進するため、京都府は次のような責務を果たしていきます。
 - ・ 再生可能エネルギーの導入等の促進等に関する総合的かつ計画的な対策の策定・実施
 - ・ 再生可能エネルギーの導入等の促進に必要な財源の確保
 - ・ 再生可能エネルギーの導入等対策の策定及び実施に当たっての府民、事業者、市町村、大学等多様な主体との連携
 - ・ 府の事務・事業及び施設への再生可能エネルギーの率直的導入等

(4) 府民の役割について

- 再生可能エネルギーの導入等を促進するため、府民は次のような役割を担うものとします。
 - ・ 日常生活において、再生可能エネルギーについて関心を持ち、その導入等に積極的に努めるものとする。
 - ・ 府が実施する再生可能エネルギーの導入等の対策への協力するものとする。
- ※ 住宅の新築や大規模改修を行う場合には、再生可能エネルギーの導入等について検討

(5) 事業者の役割について

- 再生可能エネルギーの導入等を促進するため、事業者は次のような役割を担うものとします。
 - ・ 事業活動において、自主性及び創造性を発揮し、事業形態に応じた再生可能エネルギーの導入等に努めるものとする。
 - ・ 事業者は、府が実施する再生可能エネルギーの導入等対策に協力するものとする。
- ※ 事業者は、事業活動において建物を新たに建てる時や大規模な改修を行う場合には、建物への再生可能エネルギーの導入等について検討
- ※ 建築士や建築・設計事業者は、建築主が再生可能エネルギーの導入等について検討を行うに当たり、建築主への情報提供

(6) 環境保全等活動団体（NPO）の役割について

- 環境保全等活動団体は、再生可能エネルギーの導入等に関する府民の理解を広げるための啓発活動を推進するとともに、広く府民が参画できる取組を推進するよう努めるものとします。

(7) 基本方針及び施策の枠組について

- 再生可能エネルギーの導入等を促進するための基本方針及び施策の枠組を次のとおりとします。

(基本方針)

- ・ 持続可能な地域社会づくりを目指すため、安全・安心・安定的なエネルギーとして再生可能エネルギーの最大限の導入拡大
- ・ 再生可能エネルギーの導入を通じ「環境・福祉・経済」のバランスの取れた地域振興
- ・ 再生可能エネルギーの災害時の自立分散型エネルギーとしての活用
- ・ 再生可能エネルギーの導入に当たっては、再生可能エネルギーの種類ごとの特性や地域の自然的、社会的環境を踏まえて、府民の多様な生活様式に応じた導入と活用が図られるようきめ細かな施策を実施
- ・ 再生可能エネルギーの導入等の促進に関する産業の育成・振興及び人材の育成
- ・ 再生可能エネルギーの導入等の効果を明らかにするとともに、効率的なエネルギー使用を進めるため、ICTの活用を積極的に推進
- ・ 国内外におけるエネルギーを巡る情勢（世界のエネルギー需給趨勢、地球温暖化対策、電力システム改革の動き等）を見極めながら、変化に柔軟に即応した施策を展開

(施策の枠組) …検討中

(8) 関連産業の振興について

- 府は、再生可能エネルギーの導入等の促進に関連する産業の育成・振興のため、事業者が行う再生可能エネルギーの導入等の促進のための事業活動に対して支援を行うこととします。

(9) 研究開発の推進について

- 府は、事業者や、大学等の研究機関と連携して、再生可能エネルギーの導入等の促進に関連する技術の研究開発や市場開拓の推進に努めることとします。

(10) 府民啓発及び環境学習の推進について

- 府は、府民、事業者等が再生可能エネルギーの導入等の必要性についての理解を深めるため、エネルギーに関する学習の推進や知識の普及啓発に努めることとします。
- 府は、再生可能エネルギーの導入等の促進に特に功績があったと認められるものの顕彰に努めることとします。

(12) 公表・評価について

- 府は、再生可能エネルギーの導入等の促進に関する施策の実施状況について、定期的に評価を行い、インターネットの利用その他の方法により公表することとします。
- 府は、定期的な評価と再生可能エネルギーに係る技術開発の向上及び社会情勢等の変化を踏まえ施策を見直します。